Ⅱ 指定難病の医療費助成について

- 1. 申請のできる方(①②を満たす方が対象となります)
 - ①医療費助成対象疾病(指定難病)【P2~7参照】と診断され、国が定める認定基準(※)を満たしている方(申請前に、難病指定医とご相談ください。)
 - ②奈良市に住民票(外国人登録証)がある方
 - (※) 指定難病にかかっている方のうち、次のいずれかを満たしている方
 - ・各疾病における病状と程度が、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活 に支障があると医学的に判断される程度であること。
 - ・各疾病に係る治療について、申請のあった月以前の12か月以内に医療費総額が33,330円を越える月数が既に3か月以上あること(軽症者特例)
 - ◆申請時に提出された臨床調査個人票(診断書)は同意のもと、疾病研究の基礎資料として活用されます。同意については任意であり、同意されない場合についても医療費助成の可否に影響はされません。

2. 手続きの方法

①指定難病の病気と診断されたら、

公費負担の申請をすることができます。

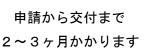
各種申請書類は、保健所または奈良県健康推進課のホームページからもダウンロードできます。 奈良県ホームページ http://www.pref.nara.jp/ トップページ「県の組織」→「福祉医療部 医療政 策局」「健康推進課」→「難病対策等」→「難病対 策について」



②難病指定医による臨床調査個人票の記入



③必要な書類を奈良市保健所保健予防課に 提出





④県庁より審査結果と承認者へ医療受給者証と自己負担上限額管理票が送付されます





3. 指定難病の医療費助成内容

医療費助成の対象は、特定医療費(指定難病)受給者証に記載された指定難病及びこれに付随して 発生する傷病に対する医療・介護に限られます。

また、医療費助成の支給対象となるのは、都道府県知事が指定した**指定医療機関**(病院、診療所、介護医療院、薬局及び訪問看護ステーション)での治療、保険調剤、訪問看護等です。

《対象となる医療の内容》

- (1)診察
- ②薬剤の支給
- ③医学的処置、手術及びその他の治療
- ④居宅における療養上の管理及びその治療に伴う 世話、その他の看護
- ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世 話、その他の看護

《対象となる介護の内容》

- ①訪問看護
- ②訪問リハビリテーション
- ③居宅療養管理指導
- ④介護療養施設サービス(居住費、 食費は対象外)
- ⑤介護予防訪問看護
- ⑥介護予防訪問リハビリテーション
- ⑦介護予防居宅療養管理指導
- ⑧介護医療院サービス

【月額自己負担上限額表】

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合:2割		
			自己負担上限額	(外来+入院)	(円)
			一般	高額かつ	
				長期(※1)	人工呼吸器
					装着者(※2)
生活保護	<u> </u>		0	0	0
低所得 I	市町村民税非課	本人収入 ~80万円	2, 500	2, 500	
低所得Ⅱ	税 (世帯)	本人収入 80万円超	5, 000	5, 000	
一般所得I	市町村民税 課税以上7. 1万円未満		10,000	5, 000	1, 000
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円 未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

* 次の費用は**助成の対象外**です。

- 医療受給者証に記載された疾病名以外の病気や怪我による医療
- 医療保険が適用されない医療費(入院時の差額ベッド代など)
- 介護保険での訪問介護の費用
- 臨床調査個人票、療養費証明等の文書料
- 治療用補装具
- はり、灸、あんま、マッサージの費用
- 医療機関までの交通費、移送費
- 入院時の食事療養費、生活療養費



(※1) 高額かつ長期とは

月ごとの医療費総額が5万円を超える月が申請月以前の12か月以内に6回以上ある者(例えば医療保険が2割負担の場合、医療費の自己負担額が1万円を超える月が年間6回以上)。

市町村民税課税世帯で、「高額かつ長期」に該当する場合、申請により自己負担上限額が軽減されます。

- *申請月の翌月から自己負担額が変更となります。
- *高額かつ長期は、通常の医療費助成を受けてもなお医療費の負担が重い患者を対象にして行うものであるため、特定医療費の支給認定を受けた月以降の医療費総額が対象となります。

(※2) 人工呼吸器装着者とは

人工呼吸器その他の生命の維持に必要な装置を装着していることにより特別の配慮を要する方で以下の要件を全て満たす方。

- ①持続して常時生命維持管理装置(人工呼吸器又は体外式補助人工心臓)を装着する必要がある
- ②日常生活動作が著しく制限されている

4. 訪問看護について

指定難病を主病名として受ける「訪問看護サービス」には、適用される保険が<u>医療保険によるものと</u> **介護保険**によるものがあります。

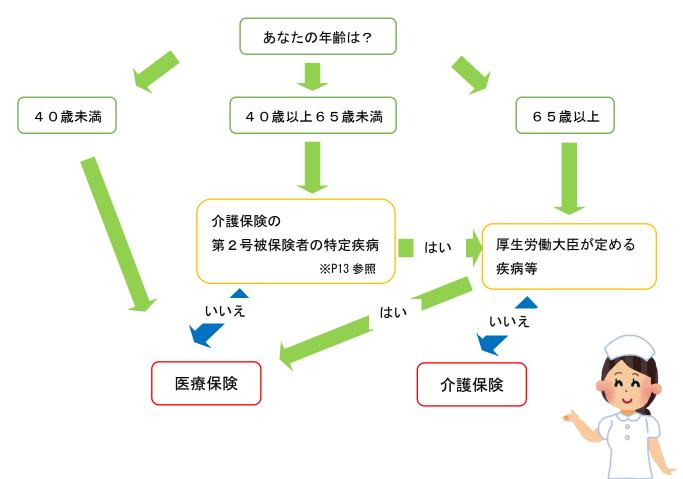
- ・医療保険で利用した場合、交通費等の保険外費用は公費負担に含まれません。
- ・次の【厚生労働大臣が定める疾病等】以外の方で介護保険の要介護認定を受けている方が「訪問看護」を利用した場合、介護保険の単位で訪問看護サービスを受けることになります。

【厚生労働大臣が定める疾病等】

①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー ⑨パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡまたはⅢ度のものに限る。)) ⑩多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群) ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑪慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑯後天性免疫不全症候群 ⑲頸髄損傷 ⑳人工呼吸器を使用している状態

*週4日以上の訪問、2か所以上の訪問看護ステーションの利用が可能です。

【訪問看護を利用する際の保険決定の流れ】



5. 人工呼吸器を使用されている方への支援

指定難病医療受給者証をお持ちの方で、人工呼吸器を使用し在宅療養されている難病患者の方に対し、以下の事業が行われています。

※事業の利用には、指定難病医療受給者証が必要です。利用希望の方は、奈良市保健所へ相談して ください。

(1) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

診療報酬で定められた回数を超え、保険診療とは別に公費負担で訪問看護を利用することができます。

(2) 在宅重症難病患者一時入院事業